

令和5年 第1回

甲佐町議会 2月臨時会会議録

令和5年2月3日

熊本県甲佐町議会

令和5年第1回甲佐町議会（臨時会）目次

○2月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	5
日程第5 議案第2号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第6 議案第3号 財産の取得について	8
日程第7 議案第4号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）	11
閉会	15

令和5年第1回甲佐町議会（臨時会）議事日程

（第1号）

- 1. 招集年月日 令和5年2月3日
- 1. 招集の場所 甲佐町役場生涯学習センター輝ホール
- 1. 開会・開議 2月3日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 2月3日 午前10時50分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
健康推進課長 上古閑一徳	住民生活課長 橋本良一
会計課長 渡邊友美	
教育長 蔵田勇治	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9番 福田謙二 10番 井芹しま子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第5 議案第2号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 財産の取得について

日程第7 議案第4号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、令和5年第1回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。

また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番、福田謙二議員、10番、井芹しま子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。この臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議案第2号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、財産の取得について、議案第4号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）、以上4件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和5年第1回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

提案理由の説明に入ります前に 令和5年1月24日から27日にかけて発生いたしました

大規模な寒波に伴う水道施設関連の被害状況についてまずはお報告を申し上げたいと思います。今回の寒波では甲佐町におきましても観測史上最低となるマイナス9度を記録し、町内の各所で被害が発生をしております。水道本管の被害は寒野地区、豊内地区、芝原地区の3件で露出配管の被害が生じましたが、現在は復旧が完了しております。

また、入江配水池については露出配管の凍結により配水池の水位変化が発生しましたが、これも当日には復旧をいたしております。水道管理センターには100件を超える問い合わせがあり、そのほとんどが各地内の給水管の凍結や破損に関するものでありました。実際に給水管の破損については給水工事業者からの情報で把握しているだけでも200件程度の被害がありましたけれども、現在は業者の方で修繕対応されており復旧もほぼ完了しているようでございます。

今回の寒波に合わせて防災無線やこうさ情報たしかめーる、広報誌などで各地内への寒波に対する対応方法などの情報提供を求めておりましたけれども、記録的な気温低下が影響して被害件数も膨らんだものと思われまます。今後給水工事業者からの情報収集やメーター検針の状況を見て各地内の漏水に対する減免の対応等も検討していきたいと考えております。

それでは、今期臨時会に提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案をいたしております案件は、同文議決案件が1件、条例案件が1件、財産の取得案件1件、補正予算案件1件、のあわせて4件となります。

まず、同文議決案件につきましては、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、条例案件につきましては、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、財産の取得案件につきましては、甲佐町ペーパーレス会議システム用タブレット端末一式を取得することについて、補正予算案件といたしましては、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳出では総務費にふるさと甲佐応援寄附金積立金として2億8,200万円、ペーパーレス会議システム導入業務委託料として584万8,000円。衛生費に国の第2次補正予算で計上される出産・子育て応援交付金事業の関連予算として908万4,000円。商工費にふるさと甲佐応援寄附金の増額に伴う運営経費として1億215万1,000円を追加することとしております。

歳入では出産・子育て応援交付金として国庫支出金に615万1,000円。県支出金に146万5,000円。ふるさと甲佐応援寄附金として寄附金に4億5,000万円を増額し、合わせて財政調整基金繰入金を5,853万3,000円減額をし、総額で84億6,188万7,000円といたしております。

以上、今期臨時会に、ご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げますが、各議案のご審議の節は各担当課長に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第1号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和5年2月3日提出、町長名でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附則、施行期日、第1項、この規約は令和5年7月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるということでございます。次のページが新旧対照表を付けております。

なお、これにつきましては共同処理する事務の交通災害共済制度について玉名市が脱退されるということにより規約の変更となったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事

務の変更及び規約の一部変更についてでございますけれども、課長の方からただいまの説明がありましたように玉名市が脱退するという事で玉名市、山鹿市を山鹿市に改めるということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第1号「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第2号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月3日提出、町長名でございます。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

附則に次の1項を加える。

第15項、令和5年3月に支給する町長及び副町長の給料月額については、第3条の規定に関わらずそれぞれ同条の規定による額から当該額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由、町長等の給料を減額するため条例の一部を改正する必要性が生じたので地方自治法第204条第3項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。説明資料になります。

給料の額は第3条の規定によって別表第1の表の通りとなっておりますけれども、2番、令和5年3月に減額支給する給料月額を町長71万1,630円、副町長53万3,700円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたし

ます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。今回町長、副町長の給与の返納ということで提案をされておりますけれども、この件については全員協議会並びに新聞等でそこに起因する問題点は存じ上げておりますけれども、やはり議会ですので議事録にしっかりとなぜこのようなことになったのか、その起因する原因、これについてしっかりと述べていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、減額となった経緯について概略を説明させていただきます。これにつきましては先日の新聞報道でもご存じかと思っておりますけれども、当時の建設課の職員だったものが、工事の段階で用地買収の手続きを怠っておったため、その地権者に多大なご迷惑と申しますか、それを発生させたというものでございますので当該職員につきましては1月から3月迄の給料を10%減額という懲戒での処分を行っております。それに基づきまして町長、副町長においても今回3月分を10%減額させていただくような手続きになったということでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） それでは町長に問わせていただきます。こういう質問をするのは私非常に心苦しくてありますけれども、しっかり聞いておかなければならないと思っております。当懲戒処分を受けた職員が今課長としております。我が町は課長といえばその課のトップであります。そういう点において職員の資質と是非あたりについては今後も同じ職に就かせておられるのかどうなのか、それについて町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） お答えする前にまずは議員の皆様方にこれまで多大なご迷惑をおかけしましたことをまずはお断りを申し上げたいと思っております。その上でいくつかの質問をいただいたところでありますけれども、今回の件については経緯等からして色々と反省すべき点もあったという風に考えております。その点については処分をされた職員自身も十分反省をしているところでありますし、今回の件を経験して二度とこういった事態を招かないように十分反省をしながら以後課長職としての対応をさせたいという風な思いを持っているところであります。色々と報道等でもなされておりますし、その点については執行部、改めて襟を正しながら今後の対応に努めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第2号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいまの課長の方からも説明がありましたように当事者は勿論処罰を受けておりますけれども、それに伴い町長、副町長も10分の1の減額ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第2号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 財産の取得について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第3号「財産の取得について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（古閑敦君） それでは議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号、財産の取得について。

甲佐町ペーパーレス会議システム用タブレット端末一式について、下記の通り財産を取得することとするものでございます。

令和5年2月3日提出、町長名でございます。

記、1、取得する財産の表示、別紙一覧表の通り。

次のページに一覧表を記載しております。次のページの別紙一覧をご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

製品名、数量を記載しているところになります。まず上段になります。12.9インチiPad Pro、Wi-Fiセルラーモデル、128ギガ、これを40台。中段にあります。同じく12.9インチiPad Pro用のスマートキーボード、これも40台です。下段になります。アップルペンシル40本になります。すみません、また1ページの方に戻っていただいでよろしいでしょうか。

2、取得予定金額、985万2,760円。

3、契約の相手方、東京都港区六本木6丁目10番1号、アップルジャパン合同会社、社長、秋間亮。

4、契約の方法、随意契約。

提案理由です。財産の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

今回購入いたします財産につきましては、ペーパーレス会議に使用いたしますタブレット端末の一式になります。タブレット本体につきましては、Wi-Fiの環境下と通信回線、こちら両方で使えるWi-Fiセルラーモデルを選定しているところです。当面はWi-Fi環境下での使用としておりますので通信回線の契約をしないタイプということになっております。この場合タブレット本体は代理店などでの購入が出来ずアップル社からの直接購入となりますので随意契約でアップルジャパンの方から購入を予定しているところでございます。通常物品購入、財産取得をする場合には契約締結後、納品検査を経て支払いをするという事務手続きになっておりますけれども、アップル社からの製品の購入に関しましては通常先払いが前提となっております代金の後払いを承認していただくために別紙の資料1になりますけれども、英語表記の書類、この資料1の内容を和訳した部分が資料2になりますけれども、これの法人カスタマー申請書及び売買契約書、こちらの方を本町の方からアップル社へ提出いたしましてアップル社の方から後払い物品購入の承認、また製品購入に係る見積書の方が送付されます。それで購入できるというような状況となっております。見積書に関しましては資料の3、そちらの方に付けております。本日ご承認いただければ購入に関しまして事務手続きを進めてまいりたいという風に考えております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番鳴瀬です。今説明いただきましたけれども、この機種を選定ですね、この機種に至った選定の理由だけ教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 機種につきましてはですが、タブレットという機械の中に基本ソフトが入っておりますけれども、今購入を予定しておりますアップル社で使われておりますiOSというソフト、またWindows、Android、そういったものが基本的にあるところですが、それぞれメリットデメリットがございます、それぞれで申しますと、まずiOS、こちらの場合は操作性がシンプルでありまして使い勝手がよく、操作性がOSの更新そういったものがありましてほとんど変わらないということになります。それとこのiOSはアップル社の製品であるために優劣がないほか、機種はもう一つという形になります。あとWindowsに関しましてはパソコンと同じようなソフトが使うことができますけれども、デメリットといたしましてコンピューターウイルスの新規の検出数また被害数、こういったものが他の製品と比べて多いということになり外部メディアとの接続も可能ということになりますので、端末からの情報漏洩また制御対策が必要になってくるという風になります。また携帯電話等でよくありますAndroid、これにつきましてはメリットとしては様々なメーカーがAndroidを掲載するスマートフォン、タブレットを開発しておりますので機種のパリエーションはかなり多くはなります。ただデメリットといたしまして多くのアプリがある一方で低品質またアプリの悪意があるものというものがあまして、誤ってダウンロードしてウイルスに感染してしまうとか情報漏洩また業務の停滞というリ

スクも発生するということもありますので、今回は本町としては他町でもよく使われておりますアップル社のiPad Pro、そちらの方で使っていきたいというふうなところでアップル社の方を選定しているところになります。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 数量の内訳についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 数量の内訳、40台の内訳ですけれども議会の方で14台、それと執行部の方で26台を今予定しているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。1,000万近いものを購入するわけでありましてけれども、これの財源の内訳ですね、をお尋ねすると、この物品を利用しての中身の会議システムあたりはどのようなものをお考えられているのか、それと端末保証等は考えられていないのか、その3点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） まずこの財源につきましては地方創生臨時交付金、コロナの交付金を活用できるならばと考えております。それと中で使用するシステムにつきましては現在本町としては今考えておりますのは他町の方でもよく使われております実績のあるところということで、サイドボックスを今選定しているところではあります。

また補償につきましては通常1年の保証がついております。追加の保証の方は現在はないところになります。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第3号、財産の取得についてでありますけれども、今回タブレット導入につきましては、議会の方でも特別委員会の中でも十分に考えた上での推奨したことを受けて、また行政の方でもその必要性を十分に認識しておられたということ、また今の課長の答弁にありました通り財源につきましても国の補助金を十分に利用されているということにつきまして、本当に素晴らしい議案であるということでもありますので本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第3号「財産の取得について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号「財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第4号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）。

次のページをお願いいたします。令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,908万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,188万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、翌年度へ繰越して使用することができる経費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年2月3日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款15、国庫支出金に615万1,000円を追加し、14億7,210万9,000円としております。2の国庫補助金です。

款16、県支出金に146万5,000円を追加し、5億1,450万1,000円としております。2の県補助金です。

款18、寄附金に4億5,000万円を追加し、14億5,000万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金から5,853万3,000円を減額し、5億5,799万円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計、補正前の額80億6,280万4,000円に3億9,908万3,000円を追加し、84億6,188万7,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 2、総務費に 2 億 8,784 万 8,000 円を追加し、18 億 6,734 万 1,000 円としております。
1 の総務管理費です。

款 4、衛生費に 908 万 4,000 円を追加し、6 億 3,936 万円としております。1 の保健衛生費です。

款 6、商工費に 1 億 215 万 1,000 円を追加し、8 億 7,639 万 1,000 円としております。1 の商工費です。

歳出合計、補正前の額 80 億 6,280 万 4,000 円に 3 億 9,908 万 3,000 円を追加し、84 億 6,188 万 7,000 円としております。

次のページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正、1 の追加です。

款 4、衛生費、項 1、保健衛生費、事業名、出産・子育て応援交付金事業、金額 908 万 4000 円。2 の変更です。款 2、総務費、項 1、総務管理費、事業名、ペーパーレス会議システム導入事業、変更前の額 690 万円、変更後の額 1,274 万 8,000 円。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

鳴瀬議員。

○4 番（鳴瀬美善君） 4 番鳴瀬です。ページの 7 ページ、歳入ですけれども、款 18 の寄附金でございますけれども、指定寄附金ということで補正前が 10 億円、補正額が 4 億 5,000 万の増額ということでトータル 14 億 5,000 万ということなんです。これは恐らくふるさと甲佐応援寄附金だろうと思っておりますけれども、多くの方が甲佐町にこういった寄付をさせていただくということで非常にありがたいことと考えております。

質問をさせていただきますけれども、現在 14 億 5,000 万、これを甲佐町ではピークと考えるのか、もしくは将来的にわたってこれをどこまでの金額、目標、そこを設定されておってそれに向けてどのような今後取り組みをされていこうと思っておられるのか。一般質問レベルのような質問になりますけれども、現在分かる範囲で結構でございますのでお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。議員おっしゃる通りこれについてはふるさと納税の寄附額の増になります。議員言われますようにどこまでという部分はですね、当初うち担当課といたしましては 10 億を目指して今頑張っていたところです。今年それを大幅に更新しておりますが、更新したからということで上がどれだけあるかというのは中々厳しいですけれども、担当課としては少しでも多くの一般財源の確保が出来ればということで努力に努めていきたいと思っておりますので、今年度どこまで収入が増えるか分かりませんが、それを目標に毎年少しずつでも更新が出来るような形でいきたいというふうに考えております。その取り組みといたしましてはどうしてもやはり返礼品の充実等が必

要ですのでそれについては委託しております業者と連携を図りながら町内の返礼品の開発等も含めて努めていきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 他にありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。今回の補正の流れ、この出産・子育て応援交付金の内容とそれに基づいて対象になれる方がどれぐらいいらっしゃるのか、もしここで資料があれば過去5年間で出生数を教えていただければというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はい、お答えします。国の令和4年度第2次補正予算におきまして核家族化が進み地域繋がりも希薄となる中で孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭が少なくないため全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備が課題となって創設されました。

まず1つ目が伴走型相談支援としまして支援を実施する職員の人件費や事務に要する活動費があります。それと出産・子育て応援ギフトとしまして出産応援ギフトが母子手帳をもらった時に申請をもらいまして妊婦1人当たり5万円、それと子育て応援ギフトとしまして出生届出後に子供1人当たり5万円のギフトですね。それとこの事業に係りますシステム構築費等の導入経費としましてクーポン発行等やそれに係る委託経費、システム開発等に係る分が事業の内容となっております。

出生につきましてはすみません、3年分でいいですか、申し訳ございません。令和元年度が63人、令和2年度が56人、令和3年度は49人となっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） すみません。出生数についてお答えさせていただきます。平成29年度が77人、平成30年度が56人、先程健康推進課長が元年度から申し上げましたが元年度が64人、2年度が56人、3年度が49人、令和4年度が一応出生予定の方まで入れまして52名出生の予定となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ふるさと応援寄付金ですけれども、皆さんの努力やそしてまた一般の方々のご支援で本当に多くの寄付金をいただいておりますけれども、それぞれ寄付をされた方々の色々ご希望も色々あると思うんですけれども、寄付をいただいた、これからはずっと継続して寄付をいただくような取り組みと言いますか、こういう風に使ってください用途とか希望もあるんですけれども、そういったものを活かし方と、それとまた寄付をされた方とその後色々町としての連絡と言うか、そういったのがあるのかどうかそこら付近をお尋ねしたいんですけれども、どういう風にして皆さんの希望を返していらっしゃるのか、返し方とかそこら付近をお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 議員おっしゃる通り寄付金については寄付者の応募に応じて事業に使わせていただいております。その候補といたしましてはホームページの方に

こういう風に使いましたという掲載をさせていただいております。また個人さんにどういう風に活用したかというのは今現在は返信をしておりませんので、それについては他町等の取り組み等も考えながら町でも検討していくべきかなというふうに考えているところであります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 少子化の問題については国も異次元の少子化対策、子育て対策ということで打ち出しておられますけれども、地方にあっては今お聞きしたように非常に深刻といたしますかそういった状況になっているわけですけれども、そういった点でこの点で町長としてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 子育て世帯に対する支援についてはある意味国よりも地方の方が独自性を持ちながらいろんな取り組みをやってきたんじゃないかと思っております。

現在の甲佐町の出生数にしても先程お話があった通りで50人を割った時もあるということで、非常にこの点については心配されるところだと思います。国とされてもやはり今のような状況をやれば危機感を持たれたと思うんですよね。新たな先ほどおっしゃる通り異次元の対応ということで、そこまで踏み込んだところでの様々な手当を今後具体化されていくんじゃないかと思っております。これは当然町としても県も町もやはりそれぞれ負担すべきところもあるかと思っておりますので、その辺はきちんと対応ができるようなやはり町としては財源の手立てもちゃんとしておかなければならんというような思いを持っております。県の方もまた新たな施策として子供医療費の県としての引き上げを考えておられますので、そういうことで非常に関心を持ってやっておられるということでもありますので町としても適切な対応を取らせていただきます。宜しくお願いたします。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。今町長の方のご見解もお聞きしましたが、過去およそ5年分の出生数の人数を見ましてもかなり急激な減少があるという風に感じております。やはり町の将来の展望からしてもこの急激な減少からの反転と言いますか、増やす方策を是非お考えいただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第4号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

でありますけれども、主だったものが出産子育て応援交付金事業、ペーパーレス会議システム導入事業またふるさと甲佐応援寄附金事業ということで3億9,900万ばかりの追加補正ということで、何ら異議なく賛成したいと思います。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第4号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり可決されました。

○議長（宮川安明君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前にあたり奥名町長より、ご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、令和5年第1回臨時会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案いたしました案件につきまして、慎重審議のうえ、原案どおりいずれもご議決をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げますとともに、町議会議員の選挙も間近に迫っております。どうか健康には十分ご留意の上、ご健勝を祈念して、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、可決されました案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますとともに、適切な事務処理を行っていただき、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重されますよう切に希望し、これをもって令和5年第1回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時50分 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和5年第1回臨時会

令和5年2月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明

編集人 甲佐町議会事務局長 北畑公孝

作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198